

こんにちは 新社会党

東京都中央区日本橋富沢町7-9京桜興産ビル3階 TEL 03-5643-6002 FAX 03-3639-0150

週刊
新社会

2013年10月号

発行所: 新社会党 発行者: 松枝佳宏
〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町7-9 京桜興産ビル3F
TEL 03 (5643) 6002 FAX 03 (3639) 0150
振替 00140-0-149727 1ヶ月600円平160円1部150円平40円
<http://www.sinsyakai.or.jp> E-mail: honbu@sinsyakai.or.jp

悪法がゾロゾロ
10月から臨時国会

戦争のできる国、企業第一の国でいいの？

集団的自衛権
行使へ解釈改憲

塔を新設する日本版NSC（安全保障会議）創設
関連法案、②軍事機密等を漏らした国家公務員の
罰則を強化する特定秘密保護法案、③自衛隊によ
る在外邦人の陸上輸送を可能とする自衛隊法改悪、
④ソマリア沖の海賊対策に伴い、日本タンカーに
武器保持の「民間警備員」の乗船を認める船舶警
備特別法案。

これらは、不戦非武装
をうたつた憲法9条を空
文化する集団的自衛権行
使容認のいわば露払い法案です。この問題では、
安保法制懇（座長・柳井俊二元駐米大使）が「公
海における米艦の防護」など4類型にこだわらず
「法理の全面解禁」を検討しています。また、自
衛隊の活動範囲について、安倍首相は「地球の裏
側」への派兵も視野に入れていることを明らかに
しました。集団的自衛権行使容認は、まさに究極
的な解釈改憲です。

「戦争のできる国」
づくり法案

「戦争のできる国」づくり法案は次の4本です。
（1）安全保障と外交の司令
塔を新設する日本版NSC（安全保障会議）創設
関連法案、（2）軍事機密等を漏らした国家公務員の
罰則を強化する特定秘密保護法案、（3）自衛隊によ
る在外邦人の陸上輸送を可能とする自衛隊法改悪、
（4）ソマリア沖の海賊対策に伴い、日本タンカーに
武器保持の「民間警備員」の乗船を認める船舶警
備特別法案。

「戦争のできる国」づくり法案は次の4本です。
（1）安全保障と外交の司令
塔を新設する日本版NSC（安全保障会議）創設
関連法案、（2）軍事機密等を漏らした国家公務員の
罰則を強化する特定秘密保護法案、（3）自衛隊によ
る在外邦人の陸上輸送を可能とする自衛隊法改悪、
（4）ソマリア沖の海賊対策に伴い、日本タンカーに
武器保持の「民間警備員」の乗船を認める船舶警
備特別法案。

「企業第一の国」
づくり法案

「企業第一の国」づくり法案は、産業競争力強
化法案に典型的です。この法案は、労働者の解雇自由、残業代ゼロなど、
企業に自由を保障する「国家戦略特区」を認める
もの。それは労使関係を根底から変え、戦略特区
の特例がアメーバのように拡がり憲法で保障され
た労働権・団結権（27、28条）を完全に空文化す
るものです。

「目白押しの
生活破壊法案」

「目白押しの生活破壊法案」の法案が目立ちます。医
療・介護・年金制度を改悪する時期を明示する社会保障制度改革法案と、不
正受給の罰則強化に名を借りた生活保護法改正案
です。たとえば、介護制度について利用料を1割
から所得に応じて2割とする改悪案が検討され、
来年の通常国会に提出されようとしています。

「企業に減税
庶民に消費税」

「企業に減税庶民に消費税」の成長戦略の中に復興特
別法人税を1年前倒しで

来年3月に廃止し、さらに法人実効税率を2年後
に引き下げようとしていることです。復興特別法
人税の前倒し廃止で9000億円、その上に投資
減税を実施し、1・4兆円の企業支援となります。
来年4月実施がほぼ確実となつた消費税率の5↓
8%への引き上げ分は、そつくり企業優遇策に消
えます。

こんなウソとペテンの安倍政治を許せますか？

改憲の道一「秘密保護法」の成立を阻止しよう！

安倍内閣は向こう3年間、国政選挙がない間に改憲を日論でいます。当面は憲法96条の改憲発議要件の緩和とともに、解釈改憲の環境整備に前のめりです。「秘密保護法」もその一つです。これらを許せば、事実上の憲法9条の空洞化と憲法3原則の否定につながります。憲法が大きな岐路に立たされています。

解釈改憲に王手！

悪法の数々を準備

安倍内閣の解釈改憲のシナリオでは先ず、10月15日開会の臨時国会で「国家安全保障会議設置法案」と「内閣法改正案」、これと一体の「秘密保護法案」を提案します。年末までに「新防衛計画大綱」も決めます。

来年1月からの通常国会で「国家安全保障基本法案」を提案し、関係法の整備をします。そして内閣法制局の9条解釈を変更させます。これで憲法9条を変えなくては日本は米国と一体の「戦争ができる国」になってしまいます。

情報を国家が独占・秘匿 国民には知らしむべからず

戦争ができる国にするためには、日米同盟の軍事情報隠しや捏造、国民統制が不可欠です。そのための法案が「秘密保護法」です。

同様な法案は1985年6月に「国家秘密法」として議員立法で国会に提案され、広範な反対の声を前に廃案となりました。

あいまいな「特定」基準 違反者は10年の懲役

■「秘密保護法」は第1に、国家が憲法の国民主権原理を否定し、国民の知る権利を規制、奪う法律です。「特定秘密」の概念があいまいな上、その判断が妥当かどうか

が発足。11年8月には、民主党政権下で「秘密保全」に関する「有識者会議」の報告書が出されました。この報告書をベースに今回、「秘密保護法案」ができました。

法案の内容は、冒頭で秘密保護の指定範囲を述べています。防衛、外交、外国からの安全脅威の防止、テロ活動の防止の4つをあげています。この中で「特定秘密」を指定し、その保全方法と罰則の強化を定めています。

しかし、今でも秘密保護に関する法律はすでに「国家公務員法」「自衛隊法」をはじめ、防衛関係関連法が存在しています。ところが今回、あえて「秘密保護法」を提案するのは、安倍内閣の「戦争の道」を準備するための必要な法律だからです。

この法律と一体的な「共謀罪」と「盗聴法」

もやがて提案の可能性は大です。

国民生活にとって重要な情報

報を権力者が独占し、国民の目、口、耳を塞ぐ法律である「秘密保護法」の成立を阻みましょう。



お問い合わせ先

新社会

国民にはわかりません。国民にとって重要な情報の提供も政府の「さじ加減」ひとつです。

■第2に、政府にとって都合が悪い情報や事件を「特定秘密」とし保護すれば、時の権力者の恣意的な政治がまかり通ります。

■第3に、「特定秘密」かどうかは関係者以外にはわかりません。部外者が情報を入手した場合、ある日突然「特定秘密」の取得行為として逮捕・処罰されことになります。外国人は「スペイ」扱いされ処罰されます。しかも、処罰は懲役5年と10年の重い量刑です。

例えば原発関係情報が「特定秘密」となれば国民には知らされず、情報を得ようとした者は処罰されます。また情報を得た国會議員がそれを議論しても処罰されます。

■第4に、特定秘密を扱う職員や契約業者の個人情報を警察が徹底的に調べます。もちろん交友関係にある知人・友人などの職歴や思想などの個人情報も幅広く調査されます。

この法律と一体的な「共謀罪」と「盗聴法」もやがて提案の可能性は大です。

新社会